

点検業務実施方法書（記載例）

（目的）

第1条 本点検業務実施方法書は、電波法（以下「法」という。）及び登録検査等事業者等規則（以下「登録検査等規則」という。）の規定に基づき、無線設備等の点検の業務を適正かつ確実に実施することを目的とする。

（点検を行う無線設備等に係る無線局の種別）

第2条 当社〇〇支店（以下「支店」という。）及び支店管轄内の各営業所（以下「営業所」という。）が実施する点検を行う無線局の種別は、別表第1号のとおりとする。

（点検の事業を行う事務所の名称及び所在地）

第3条 点検事業を行う支店及び営業所の名称及び所在地は、別表第2号のとおりとする。

（点検の業務を行う組織）

第4条 支店及び営業所の組織のうち、点検業務を実施する部署は別表第3号のとおり、支店は〇〇部、営業所は〇〇課とする。

- 2 支店の〇〇部長は、支店及び営業所の点検業務を統括し、適切な点検業務の遂行に努める。
- 3 支店及び営業所は、必要な場合に点検員の相互応援体制をとる。

（点検員の氏名及び資格等）

第5条 支店及び営業所における無線局の種別ごとの点検員の氏名、及び法別表第1に掲げる条件のうち該当するものは、別表第4号のとおりとする。

（測定器等の名称等）

第6条 支店及び営業所が点検に用いる測定器等の名称又は型式及び製造事業者名は、別表第5号のとおりとする。

- 2 支店及び営業所は、必要な場合には測定器等を相互に使用することができる。

（測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画）

第7条 支店の〇〇部長と営業所の〇〇課長は、測定器等の見易い箇所に較正等の有効期限を記載したシールを貼付するとともに、管理番号並びに点検に用いることができる測定器等であること若しくは法第24条の2第4項第2号の較正器等（自社内較正用副標準器及び当該副標準器に連鎖した較正等を受けた測定器等であって、専ら較正等を行うものをいう。以下同じ。）であることを容易に判別するためのシールを貼付する。

- 2 支店の〇〇部長と営業所の〇〇課長は、点検に用いる測定器等の適切な保管場所を定め、次の事項を記載した測定器等管理簿（別表第6号）を測定器等ごとに作成してその使用状況及び動作状況を把握する等、点検に用いる測定器等の適切な保守及び管理を行う。

- (1) 管理番号
- (2) 種類、名称又は型式、製造事業者名及び製造番号

- (3) 配置場所
 - (4) 故障状況
 - (5) 較正等の状況
 - (6) 廃棄年月日
 - (7) その他（較正器等（自社内較正用副標準器若しくはその他の較正器等の別）又は点検用測定器等の別等）
- 3 支店の〇〇部長と営業所の〇〇課長は、年度毎に測定器等の保守を行いその結果を測定器等管理簿に記録するとともに較正等の計画を作成し、その計画に基づく実施結果を測定器等管理簿に記録して、その記録の日から6年間保存しなければならない。
- 4 測定器等の較正は、較正を行った日の属する月の翌月の1日から1年以内に行わなければならぬ。
- 5 測定器等の較正は、指定較正機関によるものとする。

[注 法第24条の2第4項第2号ニの較正を行う場合の記載例（自社内較正）]

- 5 測定器等の較正は、次により自社内較正により行う。
- (1) 同種の測定器のうち、一について指定較正機関による較正を受け、それを自社内較正用副標準器として点検用測定器等の較正を別紙「自社内較正の実施方法」により行う。
 - (2) 較正器等を用いた各々の較正等は、当該副標準器が較正等を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内に行われたものであり、かつ、次の条件のいずれかに適合しているものであること。
 - (A) 較正等の対象となる測定器等の不確かさ（注）を算出した値が仕様に定められた精度値に比べて小さいこととなる較正器等であること。
 - (B) 較正等の対象となる測定器等の仕様に定められた精度値に比べて、不確かさを算出した値が3分の1以下である較正器等であること。
 - (C) 較正等の対象となる測定器その他の設備の仕様に定められた精度値に比べて、仕様に定められた精度値が3分の1以下である較正器等であること。

(注) 「不確かさ」とは、測定結果に付随した測定値のばらつきの特徴を表す指標である。国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第17025等で一般に使用されており、測定結果がある信頼水準に応じて特定の区間（例えば、測定値をA、不確かさをBとするとき、A+BからA-Bまでの範囲）内に存在していると考えられる場合は、A±B等と表現する。信頼水準は95%（包含係数k=2のとき）を用いること。

- (3) 自社内較正用副標準器を点検用測定器等として使用した場合は、指定較正機関による較正を受けるまでは、自社内較正用副標準器として使用してはならない。
- (4) 自社内較正用副標準器に連鎖した較正等を受けた測定器等を点検用測定器等として使用した場合は、較正器等による較正を受けるまでは、較正器等として使用してはならない。

[注 同上（メーカー等較正）]

- 5 測定器の較正は、〇〇株式会社への委託により行うこととし、委託先において法第24条の2

第4項第2号イからハのいずれかに掲げる較正等を受けたものを用いて較正を行うことを契約書等により確認するものとする。

- 6 測定器等の較正を受けた場合には、較正の証明書又はその写しを保存する。
- 7 点検員は、点検に用いる測定器等の異常を認知したときは、支店の〇〇部長又は営業所の〇〇課長に報告し、測定器の修理を受ける等の必要な対応を行う。
- 8 支店の〇〇部長及び営業所の〇〇課長は、較正期限切れ又は不正確な測定器等を点検に用いさせてはならない。

(点検の実施方法等)

第8条 点検の実施方法は、平成23年総務省告示第279号（登録検査等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）のとおりとする。

[注 告示以外の方法により実施する場合は、当該告示に準じてその方法を別に規定すること。]

- 2 点検は、前項の実施方法により、次の事項に留意して行う。
 - (1) 依頼者（免許人又は予備免許を受けた者をいう。以下同じ）及び当該無線局に選任された主任無線従事者又は無線従事者（電波の発射を要する場合に限る。）の立ち会いの下に行うこと。
 - (2) 無線局の運用になるべく支障を与えないように実施すること。
- 3 点検を実施したときは、点検員は速やかに点検結果通知書（注 様式は登録検査等規則に定められているもの又は東海総合通信局長の承認を受けたものとする。）に点検結果を記載し、支店の〇〇部長又は営業所の〇〇課長の確認を受けるものとする。
- 4 支店の〇〇部長又は営業所の〇〇課長は、点検員から提出された点検結果通知書について、記載漏れ及び点検漏れがないかどうか確認した上で、遅滞なく点検結果通知書を依頼者に通知しなければならない。
- 5 点検の一部を委託する場合は、次のとおりとする。
 - (1) 委託先は、別表第7号の当該無線局の点検業務を行うことができる登録検査等事業者とすること。
 - (2) 点検に使用する測定器等は、法第24条の2第4項第2号の較正等を受けたものであることを委託契約に明記すること。
 - (3) 点検結果通知書の備考欄又は余白に委託先の事業者名、登録番号、点検員の氏名及び委託した点検の項目を記載すること。
 - (4) 委託先が報告する点検の業務の結果については、当社の点検員により内容（点検を行った点検員の要件、測定器等の較正等、無線従事者の資格及び員数、法第60条の時計及び備付書類等又は無線設備等）を確認することとし、不備があった場合には委託先に対し是正を求ること。

[注 航空機局、航空機地球局、宇宙局、人工衛星局又は宇宙物体に開設する実験試験局であって、委託先が登録検査等事業者でない場合]

6 対象無線局が航空機局、航空機地球局、宇宙局、人工衛星局又は宇宙物体に開設する実験試験局であって、委託先が登録検査等事業者でないものに対し点検の一部を委託する場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 委託先ごとに委託する点検の項目は、別表第7号のとおり規定すること。
- (2) 無線設備の電気的特性の点検を委託する場合は、委託先が点検の対象無線機器を製造することを事業として行う者であること。
- (3) 点検に使用する測定器等は、法第24条の2第4項第2号の較正等を受けたものであることを委託契約に明記すること。
- (4) 無線設備の電気的特性の点検以外の項目を委託する場合は、当社と委託先が一体となって総合的に点検を行う体制が確立すること。
- (5) 点検結果通知書の備考欄又は余白に委託先の事業者名及び委託した点検の項目を記載すること。
- (6) 委託先が報告する点検結果については、当社の点検員により内容を確認することとし、不備があった場合には委託先に対し是正を求めること。
- (7) 前号の点検結果については、当社が責任を有すること。

[注 船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局であって、委託先が登録検査等事業者でない場合]

7 対象無線局が船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局であって、委託先が登録検査等事業者でないものに対し点検の一部を委託する場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 遭難自動通報設備、双方向無線電話又はレーダーの点検に限ること。
- (2) 委託先ごとに委託する点検の項目は、別表第7号のとおり規定すること。
- (3) 委託先は、船舶安全法に基づく船舶の検査のために装備品の整備を行うことを認められた者とし、当社と業務に関する協定を締結すること。
- (4) 点検に使用する測定器等は、法第24条の2第4項第2号の較正等を受けたものであることを協定に明記すること。
- (5) 点検結果通知書の備考欄又は余白に委託先の事業者名及び委託した点検の項目を記載すること。
- (6) 委託先が報告する点検結果については、当社の点検員により内容を確認することとし、不備があった場合には委託先に対し是正を求めること。
- (7) 前号の点検結果については、当社が責任を有すること。

(点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項)

第9条 登録検査等規則第22条に規定する帳簿等は、点検結果通知書の写しとする。

- 2 支店の〇〇部長及び営業所の〇〇課長は、点検結果通知書の写しを点検業務を行う事務所に備え付け、事業年度毎に整理番号を付して整理し、点検結果通知書の通知の日から6年間保存しなければならない。
- 3 支店の〇〇部長は、登録証を事務所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 4 支店の〇〇部長又は営業所の〇〇課長は、当該点検業務実施方法書を保管し、その写しを点検員及び関係者の閲覧に供する等周知徹底に努めなければならない。

(その他)

第10条 支店の〇〇部長は、法第24条の2第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったときは、法第24条の5の規定に基づき遅滞なくその旨を東海総合通信局長に届け出なければならない。

2 支店の〇〇部長は、登録検査等規則第2条第2項第2号（ロの事項を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときには、あらかじめ登録検査等規則第5条第3項の規定に基づき届出書を東海総合通信局長に提出しなければならない。

別表第1号 点検を行う無線局の種別（第2条関係）

(注：事務所ごとに対象無線局の種別が異なる場合には事務所ごとに記載)

事務所の名称	無線局の種別
○○支店	海岸局、船舶局、航空局、航空機局、固定局、基地局、携帯基地局、 陸上移動局、携帯局
○○営業所	基地局、携帯基地局、陸上移動局、携帯局

-
-
-

別表第2号 点検事業を行う事務所の名称とその所在地（第3条関係）

事務所の名称	所在地
○○支店	○○市・・・
○○営業所	○○市・・・

-
-
-

別表第3号 点検の業務を行う組織（第4条第1項関係）

本社（○○部） ━━━━ ○○支店

(○○部)

- ・点検業務の実施
- ・点検員の管理等に関すること
- ・点検業務の実施方法に関すること
- ・支店及び各営業所の登録点検事業の統括
- ・測定器の保守・管理・較正の計画作成等
- ・点検業務に係る帳簿等の管理
- ・電波法令に基づく手続き
- ・その他前記に付帯する業務

○○営業所

(○○課)

- ・点検の実施
- ・測定器等の保守、管理
- ・点検業務に係る帳簿等の管理
- ・その他前記に付帯する業務

○○営業所（○○課）

- ・点検の実施
- ・測定器等の保守、管理
- ・点検の業務に係る帳簿等の管理
- ・その他前記に付帯する業務

○○営業所（○○課）

- ・点検の実施
- ・測定器等の保守、管理
- ・点検の業務に係る帳簿等の管理
- ・その他前記に付帯する業務

別表第4号 点検員の氏名及び資格（第5条関係）

無線局の種別	氏名	資格等	電波法別表第1 該当区分	備考
海岸局 船舶局 航空局 航空機局 固定局 基地局 携帯基地局 陸上移動局 携帯局	テソハ タロウ 電波 太郎	第1級陸上無線技術士 (無線従事者免許証番号)	第1号	
固定局 基地局 携帯基地局 陸上移動局	ソウム ジロウ 総務 次郎	第1級陸上特殊無線技士 (無線従事者免許証番号)	第1号	
携帯局	リクジ ヨウ シロウ 陸上 四郎	〇〇工業高等学校電子科卒業 無線設備保守経験3年	第3号	証明書添付

注 点検員の記載にあたっては、氏名を重複させないよう表を作成すること。

別表第5号 点検に用いる測定器等の名称等（第6条第1項関係）

測定器その他の設備の種類	名称又は型式	製造事業者名	備考
周波数計	フリーケンシーカウンター A 1 0 0 0	(株)△△	自社所有
周波数計	ユニバーサルカウンター A ' 2 0 0 0	(株)□□	(株)○○からレンタル
スペクトル分析器	スペクトラムアナライザー B 2 0 0 0	(株)□□	(株)○○からレンタル
高周波電力計	RF ワーメーター C 2 0 0 0	(株)□□	(株)○○からレンタル
高周波電力計	通過型電力計 C ' 3 0 0 0	(株)××	共同所有 (業務契約書等の写しの添付)

•
•
•

注1 スペクトルアナライザーを周波数計、高周波電力計、スペクトル分析器として較正を受ける場合は、周波数計、高周波電力計、スペクトル分析器として、それぞれ計上すること。

2 測定器を他の者から借り入れる予定の場合は、その旨及び借入の計画を明記すること。無線設備の適正な点検業務を確保するためには、点検の実施に必要な測定器等の確保の状況について具体的な計画が備わっていることが必要であることから、借り入れる測定器等の名称や型式についても具体的に記載すること。

3 無線局の種別に応じて点検に必要な測定器等を確保すること。

別表第6号 測定器等管理簿（第7条第2項関係）

適宜の様式

別表第7号 委託可能な登録点検事業者（第8条第5項関係）

○委託可能な登録点検事業者（第8条第5項関係）

	委託先事業者名	登録番号	委託する点検の項目
1	●●株式会社	○検第 xxxx 号	電気的特性の点検以外の項目
2	△△株式会社	○検第 yyyy 号	電気的特性
3	株式会社〇〇	○R 第 xxxx 号	電気的特性の点検以外の項目
4	株式会社▲▲	○点第 xxxx 号	電気的特性

[注 航空機局、航空機地球局、宇宙局、人工衛星局又は宇宙物体に開設する実験試験局であって、委託先が登録検査等事業者でない場合]

○航空機局、航空機地球局、宇宙局、人工衛星局又は宇宙物体に開設する実験試験局の場合（第8条第6項関係）

	委託先事業者名	委託する点検の項目
1	●●株式会社	電気的特性の点検以外の項目
2	△△株式会社	WX RADER、ELT の電気的特性
3	株式会社〇〇	LRRA の電気的特性

[注 船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局であって、委託先が登録検査等事業者でない場合]

○船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の場合（第8条第7項関係）

	委託先事業者名	委託する点検の項目
1	●●株式会社	遭難自動通報設備、双向無線電話及びレーダー
2	△△株式会社	レーダー
3	株式会社〇〇	遭難自動通報設備及びレーダー